

大和市スポーツ施設設置条例規定施設の指定管理に関する協定書（見本）

大和市（以下「甲」という。）と公益財団法人大和市スポーツ・よか・みどり財団（以下「乙」という。）とは、大和市スポーツ施設設置条例（昭和61年大和市条例第35号。以下「条例」という。）第12条に基づき、同条例規定施設（以下「スポーツ施設等」という。）の指定管理について、次のとおり協定を締結する。

目次

- 第1章 総則（第1条～第7条）
- 第2章 業務の範囲と実施条件（第8条～第13条）
- 第3章 業務の実施（第14条～第35条）
- 第4章 業務実施に係る甲の確認事項（第36条～第41条）
- 第5章 指定管理料（第42条～第44条）
- 第6章 損害賠償及び不可抗力（第45条～第51条）
- 第7章 指定期間の満了（第52条～第54条）
- 第8章 指定期間満了以前の指定の取消（第55条～第59条）
- 第9章 その他（第60条～第73条）

第1章 総則

（本協定の目的）

第1条 本協定は、甲と乙が相互に協力し、スポーツ施設等を適正かつ円滑に管理するために必要な事項を定めることを目的とする。

（指定管理者の指定の意義）

第2条 甲及び乙は、スポーツ施設等の管理に関して甲が指定管理者の指定を行うことの意義は、民間事業者の知識、能力、経験を活かし、関係機関との連携のもと、スポーツ施設等の設置目的であるスポーツ振興を図り、市民の心身の健全な発達に寄与することにあることを確認する。

（公共性の趣旨の尊重）

第3条 乙は、スポーツ施設等の設置目的、指定管理者の指定の意義、及び指定管理者が行う業務（以下「本業務」という。）の実施に当たって求められる公共性を十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

（信義誠実の原則）

第4条 甲及び乙は、互いに協力し信義を重んじ、対等な関係に立って協定を誠実に履行しなければならない。

（用語の定義）

第5条 本協定で用いる用語の定義は、別紙1のとおりとする。

（管理物件）

第6条 業務の対象となる物件（以下「管理物件」という。）は、管理施設と管理備品からなり、その内容は別紙2のとおりとする。

- 2 乙は、善良なる管理者の注意を持って管理物件を管理しなくてはならない。
- 3 乙は、第21条第3項の規定を除き、管理施設の形状、形質等を変更してはならない。
(指定の期間)

第7条 条例第11条に規定する指定期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までとする。

- 2 本業務に係る会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第2章 業務の範囲と実施条件

(本業務の範囲)

第8条 乙が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) スポーツ施設等の利用の承認に関する業務
- (2) スポーツ施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）に関する業務
- (3) スポーツ施設等の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、甲が必要と認める業務

- 2 前項各号に掲げる業務の細目は、仕様書等に定めるとおりとする。

(甲が行う業務)

第9条 次の業務については、甲が自らの費用と責任において実施するものとする。

- (1) 施設の目的外使用許可に関する業務
- (2) 第21条第1項に規定する管理施設の改修等
(業務実施条件)

第10条 乙が本業務を実施するにあたって満たさなければならない条件は、仕様書等に示すとおりである。

(業務の範囲及び仕様書等の変更)

第11条 甲又は乙は、必要と認める場合は、相手方に対する通知を持って第8条で定めた本業務の範囲及び同条第2項で定めた仕様書等の変更を申し出ることができる。

- 2 甲又は乙は、前項の通知を受けた場合は、協議に応じなければならない。
- 3 本業務の範囲若しくは業務実施条件の変更又はそれらに伴う事業計画等若しくは指定管理料の変更については、前項の協議において決定するものとする。

(職務権限)

第12条 乙は、本業務に関わる職務及び権限を明確にし、その責務を明らかにするものとする。

(連絡調整会議)

第13条 甲及び乙は、本業務を円滑に実施するため、定期または隨時に連絡調整会議を開催することができる。

第3章 業務の実施

(本業務の実施)

第14条 乙は、本業務を実施するに当たり、条例及び大和市スポーツ施設設置条例施行規則（以下「規則」という。）、その他関係法令（以下「関係法令等」という。）、その他行政機関が定めた計画、指針、要綱、通知等を遵守するとともに、善良な管理者の注意を持って、誠実かつ公正に履行しなければならない。

- 2 乙は、本協定、条例、規則及び関係法令等のほか、仕様書等及び企画提案書に従って本業務を実施するものとする。
- 3 本協定、仕様書等及び企画提案書の間に矛盾又は齟齬がある場合は、本協定、仕様書等、企画提案書の順にその解釈が優先されるものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、企画提案書にて仕様書等を上回る水準が提案されている場合は、企画提案書に示された水準によるものとする。
- 5 乙は、スポーツ施設等の特性に配慮し、必要な資格又は十分な能力を有する職員を適切に配置して本業務を遂行しなければならない。

(第三者による実施)

第15条 乙は、本業務を一括して第三者に対して委託してはならない。

- 2 乙は、本業務のうち別紙3の業務については、第三者に委託することができるものとする。
- 3 乙は、前項に規定する業務のほか、本業務の一部についてあらかじめ甲の承認を得た場合は、第三者に委託することができるものとする。
- 4 乙が本業務の一部を第三者に委託する場合には、すべて乙の責任及び費用において行うものとし、本業務に関して乙が委託する第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、すべて乙の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用とみなして、乙が負担するものとする。
- 5 乙は、本業務のうち個人情報を取り扱う業務の一部を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。当該第三者が、更に委託を行おうとするときも同様とし、乙は、このことについて当該第三者に説明するとともに、甲が本業務の委託状況のすべてについて常時把握できるようにしなければならない。

(利用料金の取扱い等)

第16条 乙は、利用者から利用料金を收受し、これを乙の収入とするものとする。

- 2 乙は利用料金の額及び算定方法、支払方法等について、利用者への十分な周知に努めなければならない。
- 3 乙は帳簿を用いて、当日の利用料金収入を整理しなければならない。

(利用料金の決定)

第17条 利用料金は、乙が、条例に規定する利用料金の範囲内において定めるものとする。ただし、その決定については、事前に書面により申し出て、甲の承認を得なければならない。

(利用料金の変更)

第18条 乙は、利用料金の額を変更したいときは、額を変更しようとする日の6月前までに次の事項を記載した書面により甲に申し出て、甲の承認を得なければならない。

- (1) 変更後の利用料金の額
- (2) 変更すべき理由
- (3) 変更後の収支の見通し
- (4) その他甲が必要と認める事項

2 乙は、利用料金の額を変更するときは、利用者に対し、適切な方法により、事前に十分な周知を図らなければならない。

(利用料金の減免)

第19条 乙は、条例第19条、規則第9条の規定に基づき、利用料金の一部又は全部を減免するものとする。

(施設相互の利用料金の收受等)

第20条 スポーツ施設等及び公園施設等（大和市都市公園条例規定施設）の利用受付及び利用料金の收受等に関しては、甲、乙及び公園施設等の指定管理者の協議の上、相互に対応するものとする。

(管理施設の改修等)

第21条 管理施設の改修、改造、増築、または移設（以下「改修等」という。）については、次項の規定を除き甲が自己の費用と責任において実施するものとする。

2 乙は、本業務の効率的または効果的な運営を目的として管理施設の改修等を行おうとする場合には、甲に協議を申し出ることができる。当該協議においては当該改修等の必要性、妥当性等を検討するものとし、甲がその必要性、妥当性等を適正と認めた場合に、乙は当該改修等を自己の費用と責任において実施できるものとする。

3 管理施設の修繕については、1件につき130万円（消費税及び地方消費税を含む。）以上のものについては甲が自己の費用と責任において実施するものとし、1件につき130万円（消費税及び地方消費税を含む。）未満のものについては、乙が自己の費用と責任において実施するものとする。

(管理備品の管理)

第22条 甲は、別紙2に示す管理備品を、無償で乙に貸与する。

2 乙は、指定期間中、管理備品を常に良好な状態に保つものとする。

3 管理備品が経年劣化等により本業務実施の用に供することができなくなった場合、甲は、乙との協議により、必要に応じて甲の費用で当該管理備品を購入又は調達するものとし、引き続き乙に無償で貸与するものとする。

4 乙は、故意又は過失により管理備品をき損滅失したときは、甲との協議により必要に応じて甲に対しこれを弁償又は乙の費用で当該管理備品を購入又は調達しなければならない。

(乙による備品の購入等)

第23条 乙は、自己の責任と費用により備品等を購入又は調達し、本業務実施のために供することができるものとする。

(緊急時の対応)

第24条 乙は、本業務の実施に関連して、事故、災害等の緊急事態が発生した場合のリスクマネジメントマニュアルを作成し、甲の承認を受けるものとする。

2 乙は、本業務の実施に関連して、事故、災害等の緊急事態が発生した場合、前項のリスクマネジメントマニュアルに基づき速やかに必要な措置を講じるとともに、甲を含む関係者に対して緊急事態発生の旨を速やかに通報し、甲に対し別紙4の事故等発生報告書を提出しなければならない。

3 事故等が発生した場合には、乙は甲と協力して事故等の原因調査に当たるものとする。

4 甲は、災害等が発生した場合又は発生する恐れがある場合により、別紙2で規定する乙の管理物件等を遺体安置所、生活必需物資集積センター、消防相互応援協定によるヘリコプター臨時離着陸場又は広域避難場所として利用する必要があるときは、乙に対し協力の要請をする。当該要請があった場合には、乙は、甲に協力し、要請内容の支援業務にあたるものとする。

(暴力団排除について)

第25条 乙は、大和市暴力団排除条例（平成23年大和市条例第4号）及び乙が定める不当要求行為等の対策に関する規程の趣旨にのっとり、集団的又は常習的に暴力その他不法行為を行うおそれがある組織等の排除に努めなければならない。

(守秘義務に関する事項)

第26条 乙又は本業務の一部に従事する者は、業務を行うに当たり、業務上知り得た内容を他に漏らし、自己の利益のために利用し、又は不当な目的に利用してはならない。指定の期間が終了し、若しくは指定を取り消され、又は業務に従事している者がその職を退いた後においても同様とする。

(個人情報の保護)

第27条 乙は、本業務に関し保有する個人情報の漏えい、き損、滅失の防止並びに当該個人情報に係る開示、訂正、利用停止等については、大和市個人情報保護条例（平成15年大和市条例第22号）及び乙が定める個人情報の保護に関する規程の趣旨にのっとり、必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、本業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護のため別紙5の個人情報取扱特記事項に掲げる事項を遵守しなければならない。指定の期間が終了し、又は指定を取り消された後においても同様とする。

(情報公開)

第28条 乙は、大和市情報公開条例（平成12年大和市条例第19号）及び乙が定める情報の公開に関する規程の趣旨にのっとり、本業務の内容に係る情報を公開し、透明性を確保するよう努めなければならない。

2 乙は、前項の規定による情報の公開を適正かつ円滑に実施するため、本業務の内容に係る文書、図画、写真及び電磁的記録を適正に管理するものとする。

3 乙は、インターネット上にスポーツ施設等に関するホームページを開設し、市民に対し情報の提供に努めるものとする。

(情報資産)

第29条 乙は、本業務を処理するため情報資産（非公開情報）を取り扱う場合は、別紙6の情報資産（非公開情報）の取扱いに関する特記事項に掲げる事項を遵守しなければならない。指定の期間が終了し、又は指定を取り消された後においても同様とする。

(文書の管理・保存)

第30条 乙は、本業務に伴い作成し、又は受領した文書等について、適正に管理・保存することとし、指定期間の終了、又は指定の取り消しを受けた後に甲の指示に従って引き渡すものとする。なお、文書等の廃棄については甲の指示に従うものとする。

2 前項に規定する文書等の保存年限は、大和市行政文書取扱規程（大和市訓令第6号）で定める期間と同等以上の期間となるよう、乙が規程等で定めるものとする。

3 乙は、文書取扱規程を定めるにあたっては、甲と協議するものとする。文書取扱規程を変更する場合も同様とする。

(遺失物)

第31条 スポーツ施設等で遺失物を発見又は届け出られた場合、別紙7の拾得物処理簿で受付処理を行い、7日以内に所轄の警察署に届け出るものとする。

(防犯カメラに関する運用基準の作成及び遵守)

第32条 乙は、スポーツ施設等に設置されたカメラ（大和市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン（平成20年8月1日制定）に定める対象となるカメラをいう。以下同じ）について、その適正な管理等を定めた運用基準を作成し、これを遵守しなければならない。

2 乙は、カメラを扱う業務の一部を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。当該第三者が、更に委託を行おうとするときも同様とし、乙は、このことについて当該第三者に説明するとともに、甲が本業務の委託状況のすべてについて常時把握できるようにしなければならない。

(利用者からの意見聴取)

第33条 乙は、本業務に関し、常時又は期間を定めて行う期間にあっては当該期間中、利用者から意見を聴取しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、甲は必要があると認めるときは、乙に対して期限を指定して利用者に対する意見聴取の実施を求めることができる。

3 乙は、利用者から聴取した意見を施設内及びホームページ上で公開しなければならない。

(自己評価)

第34条 乙は、管理業務の実施状況について、自己評価をしなければならない。

2 自己評価は、第39条第1項に定める視点に基づき行うものとする。

(環境保全活動等)

第35条 乙は、大和市役所環境マネジメントシステムに基づく大和市環境方針の基本理念を自覚し、本業務の実施にあたっては、環境の保全に努めるものとする。

2 乙は、次の報告書を作成し、提出月の14日までに甲に報告するものとする。

(1)光熱水・燃料・廃棄物等の状況報告書 [様式1 提出月10月、4月]

(2)業務用車両の使用状況報告書 [様式2 提出月10月、4月]

(3) フロンガス等の使用状況報告書 [様式3 提出月4月]

- 3 乙は、本業務の実施にあたっては、大和市路上喫煙の防止に関する条例（平成20年条例第20号）の趣旨を理解し、遂行すること。
- 4 乙は、本業務の実施にあたっては、大和市ポイ捨て等の防止に関する条例（平成22年条例第13号）の趣旨を理解し、遂行すること。

第4章 業務実施に係る甲の確認事項

(事業計画書等の提出)

第36条 乙は、毎年度開始30日前までに、翌年度分に係る次の書類を甲に提出しなければならない。

- (1) 本業務に係る事業計画書
- (2) 本業務に係る収支予算書
- (3) その他甲が必要と認める書類

2 事業計画書に記載する事項は、別紙8のとおりとする。

3 甲及び乙は、第1項に規定する書類を変更しようとするときは、甲と乙の協議により決定するものとする。

(事業報告書等の提出)

第37条 乙は、毎年度終了後60日以内に、次の事項を記載した本業務に係る事業報告書及び収支決算書を作成し、甲に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定を取消され、又は年度末を含む期間の業務の全部の停止を命ぜられたときは、その処分を受けた日の翌日から起算して60日以内に当該年度分として、処分を受けた日までの間の事業報告書及び収支決算書を作成し、提出しなければならない。

- (1) スポーツ施設等の管理業務の実施状況
- (2) スポーツ施設等の利用者数等利用の状況
- (3) スポーツ施設等の利用料金の収入実績
- (4) 管理業務に係る経費の収支状況
- (5) 自主事業の実施状況
- (6) 自主事業に係る収支決算状況
- (7) その他甲が必要と認める事項

2 乙は、毎年度終了後遅滞なく、当該年度分の乙の財務状況等を説明する書類を甲に提出するものとする。

3 乙は、本業務の実施について、別紙9の月報により、毎月15日までに前月分の状況を甲に報告するものとする。

4 乙は、本業務の実施について、別紙10の四半期総括書により、四半期終了後1か月以内に四半期の状況を甲に報告するものとする。

5 甲は、必要があると認めるときは、事業報告書、収支決算書、月報及び四半期総括書（以下「事業報告書等」という。）の内容又はそれに関連する事項について、乙に対して文書又は口頭による説明を求めるものとする。

(甲による業務実施状況の確認)

第38条 甲は前条により乙が提出した事業報告書等に基づき、乙が行う本業務の実施状況の確認を行うものとする。

- 2 甲は、前項における確認のほか、乙による業務実施状況等を確認することを目的として、隨時、管理施設に立ち入ることができる。また、甲は、乙に対して本業務の実施状況や本業務に係る管理経費等の収支状況等について説明を求めることができる。
- 3 乙は、甲から前項の申し出を受けた場合は、合理的な理由がある場合を除いてその申し出に応じなければならない。

(事業評価)

第39条 甲は、乙の管理業務の実施状況について、年度ごとの事業計画書等に基づき、次の視点により事業評価を行うものとする。

- (1) 運営効率化へ向けた取組み内容とその進捗状況
- (2) 利用者サービス向上に向けた取組み内容とその進捗状況
- (3) 企画提案書に提案された管理運営体制が維持されているか
- (4) 利用者からの苦情内容
- (5) 施設の安全対策の内容とその進捗状況
- (6) 光熱水費の管理状況
- (7) 有料施設の利用者数の増減
- (8) 有料施設の利用料金収入実績の増減
- (9) 事故報告の内容とその後の対応
- (10) 企画提案書に提案された事項の取組み内容とその進捗状況

2 甲は、前項の事業評価の結果を乙に報告するものとする。

(甲による業務の改善勧告)

第40条 第38条による確認又は前条による事業評価の結果、乙による本業務の実施状況が甲の示した条件を満たしていない場合は、甲は乙に対して業務の改善を勧告するものとする。

2 乙は、前項の規定による改善勧告を受けた場合は、速やかにそれに応じなければならない。

(監査)

第41条 事業評価のほか、大和市監査委員が行う監査が実施される場合には、乙は当該監査に協力するものとする。

第5章 指定管理料

(指定管理料の支払い)

第42条 甲は、業務実施の対価として、乙に対して指定管理料を支払う。

- 2 甲が乙に対して支払う年度毎の指定管理料は、別紙11のとおりとする。
- 3 前項の指定管理料は四半期ごとの前払いとし、各期の支払い額は、別紙12のとおりとする。

4 乙は、各四半期の最初の月に指定管理料の請求を行い、甲は、請求書を受領してから30日以内に乙に対して指定管理料を支払うものとする。

(指定管理料の変更)

第43条 甲又は乙は、指定期間中に賃金水準、物価水準の変動、法制度等の変更及び改修工事等に伴う休館により当初合意された指定管理料が不適当となったと認めたときは、相手方に対して通知をもって指定管理料の変更の協議を申し出ることができるものとする。

2 甲又は乙は、前項の申出を受けた場合は、協議に応じなければならない。

3 変更の要否や変更金額については、前項の協議により決定するものとする。

(本業務の実施に係る指定管理者の口座)

第44条 乙は、本業務の実施に係る収入及び支出を適切に管理することを目的として、本業務に固有の銀行口座を開設し、その適切な運用を図るものとする。

第6章 損害賠償及び不可抗力

(損害賠償等)

第45条 乙は、故意又は過失により管理物件を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を甲に賠償しなければならない。ただし、甲が特別の事情があると認めたときは、甲は、その全部又は一部を免除することができるものとする。

(第三者への賠償)

第46条 本業務の実施において、乙の責めに帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき事由又は甲乙双方の責めに帰すことができない場合は、その限りではない。

2 甲は、乙の責めに帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して賠償した場合、乙に対して、賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を請求することができるものとする。

(保険)

第47条 本業務の実施にあたり、甲が付保しなければならない保険は、次のとおりとする。

(1)火災保険

2 本業務の実施にあたり、乙が付保しなければならない保険の種類及び保険金額は、別紙13のとおりとする。

(不可抗力発生時の対応)

第48条 不可抗力が発生した場合、乙は、不可抗力の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不可抗力により発生する損害・損失及び増加費用を最小限にするよう努力しなければならない。

(不可抗力によって発生した費用等の負担)

第49条 不可抗力の発生に起因して乙に損害・損失や増加費用が発生した場合、乙は、その内容や程度の詳細を記載した書面をもって甲に通知するものとする。

- 2 甲は、前項の通知を受け取った場合、損害状況の確認を行った上で甲と乙が協議を行い、不可抗力の判定や費用負担等を決定するものとする。
- 3 不可抗力の発生に起因して乙に損害・損失や増加費用が発生した場合、当該費用については合理性の認められる範囲で甲が負担するものとする。
- 4 不可抗力の発生に起因して甲に損害・損失や増加費用が発生した場合、当該費用については、甲が負担するものとする。

(不可抗力による一部の業務実施の免除)

第50条 前条第2項に規定する協議の結果、不可抗力の発生により本業務の一部の実施ができなくなったと認められた場合、乙は不可抗力により影響を受ける限度において本協定に定める義務を免れるものとする。

- 2 乙が不可抗力により本業務の一部を実施できなかった場合、甲は、乙との協議の上、乙が当該業務を実施できなかつたことにより免れた費用分を指定管理料から減額することができるものとする。
- 3 甲は、指定管理料を減額する際、利用料金等の減収分を相殺することができる。

(責任の分担)

第51条 本業務に関する甲乙間の責任の分担（以下「リスク分担」という。）は、別紙14に定めるとおりとする。

- 2 別紙14に定める事項以外の不測の事態が生じた場合は、甲乙協議の上、当該事態に係るリスク分担を決定する。

第7章 指定期間の満了

(業務の引継ぎ等)

第52条 乙は、指定期間の満了に際し、甲又は甲が指定するものに対し、業務の引継ぎ等を行わなければならない。

- 2 甲は、必要と認める場合には、本協定の満了に先立ち、乙に対して甲又は甲が指定するものによる管理物件の視察を申し出ができるものとする。
- 3 乙は、甲から前項の申し出を受けた場合は、合理的な理由のある場合を除いてその申し出に応じなければならない。

(原状回復義務)

第53条 乙は、指定期間の満了までに、指定開始日を基準として管理物件を原状に回復し、甲に対して管理物件を明け渡さなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、甲が認めた場合には、乙は管理物件の原状回復は行わずに、別途甲が定める状態で甲に対して管理物件を明け渡すことができるものとする。

(管理備品の扱い)

第54条 指定期間の満了に際し、乙は、甲又は甲が指定するものに対して、管理備品を引き継がなければならない。

第8章 指定期間満了以前の指定の取消

(甲による指定の取消)

- 第55条** 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取消し、又は、期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができるものとする。
- (1)乙が、条例、規則又はこの協定の規定に違反したとき
 - (2)乙が、甲に対し虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき
 - (3)乙が、第40条第1項に規定する甲の改善勧告に従わないとき
 - (4)乙又は乙の代表権を持つ者が次のいずれかに該当することとなったとき
 - (ア)法律行為を行う能力を有しない者
 - (イ)破産者で復権を得ない者
 - (ウ)国税及び地方税等を滞納している者
 - (エ)会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）により更生又は再生手続きをしている者
 - (オ)指定管理者の指定を管理の委託とみなした場合に、地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2、第142条（同法第166条第2項及び第168条第7項の規定により準用する場合を含む。）又は第180条の5第6項の規定に抵触する者
 - (カ)地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167号の4第2項（同法施行令第167条の11第1項の規定により準用する場合を含む。）の規定により、甲における一般競争入札等の参加を制限されている者
 - (キ)大和市一般競争参加停止及び指名停止等措置要領第2条により、市の執行機関における一般競争参加停止及び指名停止の措置を受けている者
 - (ク)地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項により、指定管理者の指定を取り消された者
 - (ケ)労働基準監督署から是正勧告を受け、その後の必要な措置の実施について労働基準監督署に報告をしていない者
 - (コ)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団若しくはその利益となる活動を行うものとなったとき又は法人等の代表者、役員若しくは職員が暴力団等の構成員となった者
 - (サ)大和市暴力団排除条例（平成23年条例第4号）第2条第5号に掲げる暴力団経営支配法人等であること
 - (5)乙の経営状況の悪化等により、スポーツ施設等の管理を継続することが不可能又は著しく困難であると認められるとき
 - (6)組織的な不正行為が行われていた場合など、乙に管理業務を行わせておくことが、社会通念上著しく不適当と判断されるとき
 - (7)自らの責めに帰すべき事由により乙から本協定締結の解除の申し出があったとき
 - (8)その他、乙による管理を継続することが困難と甲が認めたとき
- 2 甲は、前項に基づいて指定の取消を行おうとする際には、事前にその旨を乙に通知した上で、次の事項について乙と協議を行わなければならない。

- (1)指定の取消の理由
- (2)指定の取消の要否
- (3)乙による改善策の提示と指定の取消までの猶予期間の設定
- (4)その他必要な事項

3 第1項の規定により指定を取消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、乙に損害・損失や増加費用が生じても、甲はその賠償の責めを負わない。

(乙による指定の取消の申出)

第56条 乙は次のいずれかに該当する場合、甲に対して指定の取消を申し出しができるものとする。

- (1)甲が本協定内容を履行せず、又はこれらに違反したとき
- (2)甲の責めに帰すべき事由により乙が損害又は損失を被ったとき
- (3)その他、乙が必要と認めるとき

2 甲は、前項の申出を受けた場合、乙との協議を経てその処置を決定するものとする。

(指定管理料の返還)

第57条 甲は、前2条の規定により指定の取消等を行ったときは、指定管理料の全部又は一部の返還を求めることができる。この場合において、乙の責めに帰すべき事由により甲に生じた損害については、甲乙協議の上、乙が負担するものとする。

(不可抗力による指定の取消)

第58条 甲又は乙は、不可抗力の発生により、本業務の継続等が困難と判断した場合は、相手方に対して指定の取消の協議を求めるができるものとする。

2 協議の結果、やむを得ないと判断された場合、甲は指定の取消を行うものとする。
3 前項における取消によって乙に発生する損害・損失及び増加費用は、合理性が認められる範囲で甲が負担することを原則として、甲と乙の協議により決定するものとする。

(指定の取消時の取り扱い)

第59条 第52条から第54条までの規定は、第55条、第56条及び第58条の規定により指定が取り消された場合に、これを準用する。ただし、甲乙が合意した場合その限りではない。

第9章 その他

(権利・義務の譲渡の禁止)

第60条 乙は、本協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

(自主事業)

第61条 乙は、スポーツ施設等の設置目的に合致し、かつ他の本業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、自主事業を実施することができるものとする。ただし、第36条の事業計画書に記載するものとする。

(公共料金の支払い)

第62条 乙による公共料金の支払い開始及び終了は、別紙15によるものとする。

(重要事項の変更の届出)

第63条 乙は、定款、事務所の所在地又は代表者等の変更、及びスポーツ施設等に係る重要な人事異動を行ったときは、遅滞なく甲に届け出なければならない。

(請求、通知等の様式その他)

第64条 本協定に関する甲乙間の請求、通知、届出、申出、報告、承諾及び解除は、本協定に特別の定めがある場合を除き、書面により行わなければならない。

- 2 本協定の履行に関して、甲乙間で用いる言語は、日本語とする。
- 3 本協定の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、本協定で特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）の定めるところによる。

(申請書等の様式)

第65条 乙は、規則第13条の規定により、別紙16の様式について必要に応じて別に定めなければならない。

- 2 乙は、前項で定める様式について事前に書面により甲に届け出なければならない。
- 3 前項で定めた様式を変更する場合も同様とする。

(専用印の用途及び届出)

第66条 乙は、使用する専用印の取り扱い、その他当該印について必要な事項を定め、印影を甲に届け出るものとする。

- 2 専用印の改刻又は改印のときも同様とする。

(苦情への対応)

第67条 乙は、スポーツ施設等利用者等から苦情を受けた場合には、速やかに必要な措置を講じ、文書として記録するとともに、甲に対して苦情内容を報告しなければならない。

- 2 苦情を受け付けた場合には、乙は甲と協力しその原因調査に当たるものとする。

(乙の義務)

第68条 乙が負担する義務は、第26条、第27条、第28条、第29条、第30条、第52条、第53条、第54条及び第59条に基づき、本協定の終了後も存続するものとする。

(スポーツ課事務室の配置)

第69条 大和スポーツセンターハンズ会館情報提供室に大和市文化スポーツ部スポーツ課の事務室を置くものとする。

(協定の変更)

第70条 本業務に関し、業務の前提条件や内容が変更したとき、又は特別な事情が生じたときは、甲と乙の協議の上、本協定の規定を変更することができるものとする。

(解釈)

第71条 甲が本協定の規定に基づき書類の受領、通知若しくは立会いを行い、又は説明若しくは報告を求めたことをもって、甲が乙の責任において行うべき業務の全部又は一部について責任を負担するものと解釈してはならない。

(疑義についての協議)

第72条 本協定の各条項等の解釈について疑義が生じたとき、又は本協定に特別の定めのない事項については、甲と乙の協議の上、これを定めるものとする。

(裁判管轄)

第73条 本協定に関する紛争は、大和市を所管とする裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

本協定を証するため、本書を2通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和3年4月1日

甲 所在地 大和市下鶴間一丁目1番1号
名 称 大和市
代表者 大和市長 大木 哲

乙 所在地
名 称
代表者

別紙1（第5条関係）

用語の定義

仕様書等	指定管理者が行う業務仕様書Ⅰ・Ⅱ (大和市スポーツ施設設置条例規定施設) スポーツ施設等指定管理者募集要項
企画提案書	大和市スポーツ施設設置条例規定施設の指定管理者の選定にあたり、乙が提出した企画提案書
リスクマネジメントマニュアル	緊急時対策、防犯・防災対策についての危機管理マニュアル
不可抗力	自然的事象（地震、津波、落雷、暴風雨、洪水、異常降雨、土砂崩落等）、及び人為的事象（戦争、テロ、暴動等）で、通常要求される一切の注意や予防を行っても避けることができないもの

別紙2（第6条関係）

管理物件

1 管理施設

(1) 大和市営大和スポーツセンター（体育会館・競技場）

ア. 所在地 大和市上草柳1-1-1

イ. 施設内容

敷地面積 45, 715m²

建物延床面積

体育会館 13, 593. 93m²

競技場（管理棟他） 3, 287. 41m²

プール（更衣室他） 158. 74m²

※指定期間中のプールの供用については現在検討中。

※上記の他、大和スポーツセンターにはカフェテリア（食堂・81m²）を併設。

構造・規模

体育会館 鉄骨、鉄筋コンクリート造 地上5階地下1階

競技場 鉄筋コンクリート一部鉄骨造 トラック400m 8コース

プール 鉄筋コンクリート造 50m 8コース

カフェテリア 軽量鉄骨造平屋建 26席

※現地と書類等に相違があった場合は、現地を優先とする。（以下全ての施設同じ）

ウ. 地域防災計画に基づく応急対策活動拠点としての用途

広域避難場所、遺体安置所、生活必需物資集積センター、消防相互応援協定によるヘリコプター臨時離着陸場

(2) 大和市営草柳庭球場

ア. 所在地 大和市下草柳1157

イ. 施設内容

敷地面積 3, 615m²

建物延床面積 管理棟 69. 39m²（鉄骨造平屋建）

構造・規模 オムニコート5面

(3) 大和市営桜森スポーツ広場

ア. 所在地 大和市桜森1-97-1

イ. 施設内容

敷地面積 6, 544m²

建物延床面積

物置、トイレ 14m²（軽量鉄骨プレハブ平屋建）

構造・規模 グラウンド（土）

(4) 大和市営下福田野球場

ア. 所在地 大和市福田 8 9

イ. 施設内容

敷地面積 12, 037. 40 m²

建物延床面積 ダッグアウト 26 m² (鉄骨F R P張)

構造・規模 両翼8.4m センター10.7m

トイレ (浄化槽含む) 1棟

(5) 大和市営下福田スポーツ広場

ア. 所在地 大和市福田字甲三ノ区310番 外

イ. 施設内容

敷地面積 13, 648. 50 m²

a メイングラウンド (混合土敷)

面 積: 約 6, 194 m²

b ふれあいの広場 (芝張り)

面 積: 約 1, 200 m²

c あそびの広場 (芝張り)

面 積: 約 875 m²

d その他付帯施設

フェンス H 1. 8 m

トイレ (浄化槽含む) 1棟

倉庫 1棟

駐車場 30台 (車)、 50台 (自転車) ・・ 約 875 m²

雨水浸透施設

給排水施設

防球ネット

2 管理備品

備品番号	品名	取得	取得金額	取得年月日	配置箇所
141100417	テーブル台車	購入	92,925	4120331	器具庫
141200917	テーブル台車	購入	210,000	4130123	器具庫
141200918	テーブル台車	購入	210,000	4130123	器具庫
141500129	テーブル	購入	60,900	4160315	カフェテリア
141500130	テーブル	購入	60,900	4160315	カフェテリア
141500131	テーブル	購入	60,900	4160315	カフェテリア
141500132	テーブル	購入	60,900	4160315	カフェテリア
141700274	カールストレッチベンチ	寄付	57,000	4180331	トレーニング室
141700275	アブドミナルボード	寄付	70,000	4180331	トレーニング室
141700276	アブドミナルボード	寄付	70,000	4180331	トレーニング室
141700281	アブドミナルボーダラダー	寄付	61,000	4180331	トレーニング室
141700282	ストレッチマット イエロー	寄付	41,000	4180331	トレーニング室
141700283	ストレッチマット イエロー	寄付	41,000	4180331	トレーニング室
141700284	ストレッチマット イエロー	寄付	41,000	4180331	トレーニング室
141700285	ストレッチマット イエロー	寄付	41,000	4180331	トレーニング室
141700286	ストレッチマット イエロー	寄付	41,000	4180331	トレーニング室
141700287	ストレッチマット イエロー	寄付	41,000	4180331	トレーニング室
141700288	ストレッチマット レッド	寄付	41,000	4180331	トレーニング室
141700289	ストレッチマット レッド	寄付	41,000	4180331	トレーニング室
141700293	ストレッチマット レッド	寄付	41,000	4180331	トレーニング室
141700299	金属座高計	寄付	37,500	4180331	トレーニング室
141700300	踏切版	寄付	92,000	4180331	器具庫
141700301	踏切版	寄付	92,000	4180331	器具庫
141700302	踏切版	寄付	92,000	4180331	器具庫
141700303	踏切版	寄付	92,000	4180331	器具庫
141700304	踏切版	寄付	92,000	4180331	器具庫
141700305	踏切版	寄付	92,000	4180331	器具庫
141700306	運搬車	寄付	64,300	4180331	器具庫
141700307	得点板 バスケットボール用	寄付	83,200	4180331	器具庫
141700308	得点板 バスケットボール用	寄付	83,200	4180331	器具庫
141700309	得点板 バスケットボール用	寄付	83,200	4180331	器具庫
141700310	得点板 バスケットボール用	寄付	83,200	4180331	器具庫
141700311	セフティカバー (バレーボール)	寄付	46,220	4180331	器具庫
141700312	セフティカバー (バレーボール)	寄付	46,220	4180331	器具庫
141700313	セフティカバー (バレーボール)	寄付	46,220	4180331	器具庫
141700314	セフティカバー (バレーボール)	寄付	46,220	4180331	器具庫
141700315	得点板 バドミントン用	寄付	98,800	4180331	器具庫

141700355	審判台 卓球バドミントン兼用	寄付	98,800	4180331	器具庫
141700356	審判台 卓球バドミントン兼用	寄付	98,800	4180331	器具庫
141700357	審判台 卓球バドミントン兼用	寄付	98,800	4180331	器具庫
141700358	審判台 卓球バドミントン兼用	寄付	98,800	4180331	器具庫
141700359	審判台 卓球バドミントン兼用	寄付	98,800	4180331	器具庫
141700360	バウンドテニスコート	寄付	93,600	4180331	器具庫
141700361	バウンドテニスコート	寄付	93,600	4180331	器具庫
141700362	バウンドテニスコート	寄付	93,600	4180331	器具庫
141700363	バウンドテニスコート	寄付	93,600	4180331	器具庫
141700364	体操マット	寄付	99,750	4180331	器具庫
141700365	体操マット	寄付	99,750	4180331	器具庫
141700366	マットトラック	寄付	99,540	4180331	器具庫
141700367	ストレッヂマット イエロー	寄付	41,000	4180331	幼児室
141700368	ストレッヂマット レッド	寄付	41,000	4180331	幼児室
141700369	運搬車	寄付	64,300	4180331	第3体育室
141700370	得点板 バスケットボール用	寄付	83,200	4180331	第3体育室
141700371	セフティカバー (バレーボール)	寄付	46,220	4180331	第3体育室
141700372	バウンドテニスコート	寄付	93,600	4180331	第3体育室
141700373	バウンドテニスコート	寄付	93,600	4180331	第3体育室
141700374	バウンドテニスコート	寄付	93,600	4180331	第3体育室
141700375	バウンドテニスコート	寄付	93,600	4180331	第3体育室
141700376	剣道用得点板	寄付	43,200	4180331	第1武道場
141700377	剣道用打込台	寄付	43,200	4180331	第1武道場
141700378	AVラック	寄付	50,000	4180331	第1武道場
141700379	弓立て	寄付	40,000	4180331	弓道場
141700380	弓立て	寄付	40,000	4180331	弓道場
141700381	月予定	寄付	50,000	4180331	放送室
141700384	マイク	寄付	35,600	4180331	放送室
141700385	マイク	寄付	35,600	4180331	放送室
141700386	マイク	寄付	35,600	4180331	放送室
141700387	マイク	寄付	35,600	4180331	放送室
141700388	マイク	寄付	35,600	4180331	放送室
141700389	マイク	寄付	35,600	4180331	放送室
141700390	CDプレーヤー	寄付	70,000	4180331	放送室
141700391	スピーカースタンド	寄付	32,000	4180331	放送室
141700392	スピーカースタンド	寄付	32,000	4180331	放送室
141700393	三脚	寄付	31,000	4180331	放送室
141700394	薬品戸棚	寄付	54,600	4180331	保健室
141700395	車いす (大人用)	寄付	45,500	4180331	保健室

141700396	鉄製ベット	寄付	32,850	4180331	保健室
141700397	鉄製ベット	寄付	32,850	4180331	保健室
141700398	ハイローストレッチャー	寄付	83,200	4180331	保健室
141700399	会議テーブル	寄付	35,600	4180331	控室 2
141700400	会議テーブル	寄付	35,600	4180331	控室 2
141700401	会議テーブル	寄付	35,600	4180331	控室 3
141700402	会議テーブル	寄付	35,600	4180331	控室 3
141700403	シューズボックス	寄付	50,000	4180331	職員出入口
141700404	ビジネスキッチン	寄付	50,000	4180331	2階事務所
141700405	演台	寄付	84,200	4180331	会議室
141700406	記載台	寄付	68,000	4180331	1階ロビー
141700407	イトーキカウンター	寄付	77,000	4180331	1階ロビー
141700408	イトーキカウンター	寄付	77,000	4180331	1階ロビー
141700409	シューズボックス	寄付	85,785	4180331	1階ロビー
141700410	シューズボックス	寄付	85,785	4180331	1階ロビー
141700411	傘立	寄付	83,400	4180331	1階ロビー
141700412	傘立	寄付	83,400	4180331	1階ロビー
141700413	ロビーチェア (背なし)	寄付	38,640	4180331	1階ロビー
141700414	ロビーチェア (背なし)	寄付	38,640	4180331	1階ロビー
141700415	ロビーチェア (背なし)	寄付	38,640	4180331	1階ロビー
141700416	ロビーチェア (背なし)	寄付	38,640	4180331	1階ロビー
141700417	ロビーチェア (背なし)	寄付	38,640	4180331	1階ロビー
141700418	ロビーチェア (背なし)	寄付	38,640	4180331	1階ロビー
141700419	ロビーチェア (背付)	寄付	66,885	4180331	1階ロビー
141700420	ロビーチェア (背付)	寄付	66,885	4180331	1階ロビー
141700421	ロビーチェア (背付)	寄付	66,885	4180331	1階ロビー
141700422	ロビーチェア (背付)	寄付	66,885	4180331	1階ロビー
141700423	ロビーチェア (2人掛け)付	寄付	47,775	4180331	1階ロビー
141700424	ロビーチェア (2人掛け)付	寄付	47,775	4180331	1階ロビー
141700425	ロビーチェア (2人掛け)付	寄付	47,775	4180331	1階ロビー
141700426	ロビーチェア (2人掛け)付	寄付	47,775	4180331	1階ロビー
141700427	ロビーチェア (2人掛け)付	寄付	47,775	4180331	1階ロビー
141700428	ロビーチェア (2人掛け)付	寄付	47,775	4180331	1階ロビー
141700429	ロビーチェア	寄付	35,000	4180331	2階ロビー
141700430	ロビーチェア	寄付	35,000	4180331	2階ロビー
141700431	ロビーチェア	寄付	35,000	4180331	2階ロビー
141700432	ロビーチェア	寄付	33,400	4180331	2階ロビー
141700433	ロビーチェア	寄付	33,400	4180331	2階ロビー
141700434	ロビーチェア	寄付	33,400	4180331	2階ロビー

141700435	マイク	寄付	35,600	4180331	競技場
141700436	マイク	寄付	35,600	4180331	競技場
141700437	マイク	寄付	35,600	4180331	競技場
141700438	救護室ベッド	寄付	57,165	4180331	競技場
141700439	救護室ベッド	寄付	57,165	4180331	競技場
141700440	救護室用消毒手洗器	寄付	32,012	4180331	競技場
141700443	ビジネスキッチン	寄付	45,114	4180331	競技場
141700444	ビジネスキッチン	寄付	45,114	4180331	競技場
141700445	記載台	寄付	65,199	4180331	競技場
141700446	湯沸器	寄付	36,050	4180331	競技場
141700447	鋼製巻尺 100M	寄付	37,348	4180331	競技場
141700450	ピストル	寄付	38,110	4180331	競技場
141700451	ピストル	寄付	38,110	4180331	競技場
141700452	スター一台	寄付	68,598	4180331	競技場
141700453	スター一台	寄付	68,598	4180331	競技場
141700454	スター一台	寄付	68,598	4180331	競技場
141700455	雨天記録装置覆い	寄付	95,275	4180331	競技場
141700456	雨天記録装置覆い	寄付	95,275	4180331	競技場
141700457	雨天記録装置覆い	寄付	95,275	4180331	競技場
141700458	雨天記録装置覆い	寄付	95,275	4180331	競技場
141700459	雨天記録装置覆い	寄付	95,275	4180331	競技場
141700460	雨天記録装置覆い	寄付	95,275	4180331	競技場
141700461	ビニールテープ巻取器	寄付	47,256	4180331	競技場
141700462	ビニールテープ巻取器	寄付	47,256	4180331	競技場
141700463	ビニールテープ巻取器	寄付	47,256	4180331	競技場
141700464	ビニールテープ巻取器	寄付	47,256	4180331	競技場
141700465	ビニールテープ巻取器	寄付	47,256	4180331	競技場
141700466	ビニールテープ巻取器	寄付	47,256	4180331	競技場
141700468	タンマグ台	寄付	39,634	4180331	競技場
141700469	タンマグ台	寄付	39,634	4180331	競技場
141700471	ハードル	寄付	31,250	4180331	競技場
141700473	ハードル	寄付	31,250	4180331	競技場
141700476	ハードル	寄付	31,250	4180331	競技場
141700477	ハードル	寄付	31,250	4180331	競技場
141700481	ハードル	寄付	31,250	4180331	競技場
141700485	ハードル	寄付	31,250	4180331	競技場
141700486	ハードル	寄付	31,250	4180331	競技場
141700487	ハードル	寄付	31,250	4180331	競技場
141700489	ハードル	寄付	31,250	4180331	競技場

141700490	ハードル	寄付	31, 250	4180331	競技場
141700493	ハードル	寄付	31, 250	4180331	競技場
141700495	ハードル	寄付	31, 250	4180331	競技場
141700498	ハードル	寄付	31, 250	4180331	競技場
141700501	ハードル	寄付	31, 250	4180331	競技場
141700502	ハードル	寄付	31, 250	4180331	競技場
141700503	ハードル	寄付	31, 250	4180331	競技場
141700504	ハードル	寄付	31, 250	4180331	競技場
141700506	ハードル	寄付	31, 250	4180331	競技場
141700507	ハードル	寄付	31, 250	4180331	競技場
141700515	ハードル	寄付	31, 250	4180331	競技場
141700516	ハードル	寄付	31, 250	4180331	競技場
141700517	ハードル	寄付	31, 250	4180331	競技場
141700520	ハードル	寄付	31, 250	4180331	競技場
141700522	ハードル	寄付	31, 250	4180331	競技場
141700524	ハードル	寄付	31, 250	4180331	競技場
141700526	ハードル	寄付	31, 250	4180331	競技場
141700529	ハードル	寄付	31, 250	4180331	競技場
141700531	ハードル	寄付	31, 250	4180331	競技場
141700532	ハードル	寄付	31, 250	4180331	競技場
141700537	ハードル	寄付	31, 250	4180331	競技場
141700538	ハードル	寄付	31, 250	4180331	競技場
141700542	ハードル	寄付	31, 250	4180331	競技場
141700545	ハードル	寄付	31, 250	4180331	競技場
141700546	ハードル	寄付	31, 250	4180331	競技場
141700547	ハードル	寄付	31, 250	4180331	競技場
141700548	ハードル	寄付	31, 250	4180331	競技場
141700549	ハードル	寄付	31, 250	4180331	競技場
141700550	ハードル	寄付	31, 250	4180331	競技場
141700551	ハードル	寄付	31, 250	4180331	競技場
141700555	10KGはかり	寄付	56, 403	4180331	競技場
141700556	コーナートップ用旗	寄付	30, 488	4180331	競技場
141700557	コーナートップ用旗	寄付	30, 488	4180331	競技場
141700558	ラップ用旗	寄付	30, 488	4180331	競技場
141700559	ラップ用旗	寄付	30, 488	4180331	競技場
141700560	オープン線標識旗	寄付	30, 488	4180331	競技場
141700561	走巾三段跳用距離標識	寄付	82, 318	4180331	競技場
141700562	走巾三段跳用距離標識	寄付	82, 318	4180331	競技場
141700563	走高跳用支柱及びバー止め	寄付	97, 562	4180331	競技場

141700564	走高跳用支柱及びバー止め	寄付	97,562	4180331	競技場
141700565	記録標識	寄付	75,458	4180331	競技場
141700566	兼用サークル	寄付	83,842	4180331	競技場
141700567	兼用サークル	寄付	83,842	4180331	競技場
141700568	薬品庫	寄付	89,610	4180331	競技場
141700569	リヤカー	寄付	74,160	4180331	競技場
141700571	タッチフラッグポール	寄付	36,256	4180331	競技場
141700572	綱引ロープ巻取器	寄付	32,960	4180331	競技場
141700573	全自動フラッシュピストル	寄付	63,000	4180331	競技場
141700574	ファンヒーター	寄付	57,540	4180331	競技場
141700581	ツイストマシン	寄付	144,000	4180331	トレーニング室
141700583	バーベル演技台	寄付	261,000	4180331	トレーニング室
141700593	スーパーダンベル	寄付	850,000	4180331	トレーニング室
141700594	スーパーダンベルラック	寄付	185,000	4180331	トレーニング室
141700595	スーパーダンベル	寄付	850,000	4180331	トレーニング室
141700596	スーパーダンベルラック	寄付	185,000	4180331	トレーニング室
141700600	セットバーベルラック	寄付	120,000	4180331	トレーニング室
141700601	セットバーベルラック	寄付	120,000	4180331	トレーニング室
141700602	セットバーベル	寄付	1,330,000	4180331	トレーニング室
141700607	傘立	寄付	105,000	4180331	トレーニング室
141700608	カウンター	寄付	180,000	4180331	トレーニング室
141700609	バレーボール用支柱（1式）	寄付	178,000	4180331	器具庫
141700610	バレーボール用支柱（1式）	寄付	178,000	4180331	器具庫
141700611	バレーボール用支柱（1式）	寄付	178,000	4180331	器具庫
141700612	バレーボール用支柱（1式）	寄付	178,000	4180331	器具庫
141700613	バレーボール用審判台	寄付	177,420	4180331	器具庫
141700614	バレーボール用審判台	寄付	177,420	4180331	器具庫
141700615	バレーボール用審判台	寄付	177,420	4180331	器具庫
141700616	バレーボール用審判台	寄付	177,420	4180331	器具庫
141700622	ソフトマット(2*3*0.2)	寄付	123,000	4180331	器具庫
141700623	ソフトマット(2*3*0.2)	寄付	123,000	4180331	器具庫
141700624	ソフトマット(2*3*0.2)	寄付	123,000	4180331	器具庫
141700625	ソフトマット(2*3*0.2)	寄付	123,000	4180331	器具庫
141700626	ソフトマット(2*3*0.2)	寄付	123,000	4180331	器具庫
141700627	ソフトマット(2*3*0.3)	寄付	156,000	4180331	器具庫
141700628	ソフトマット(2*3*0.3)	寄付	156,000	4180331	器具庫
141700629	ソフトマット(2*3*0.3)	寄付	156,000	4180331	器具庫
141700630	ソフトマット(2*3*0.3)	寄付	156,000	4180331	器具庫
141700631	トランボリン	寄付	890,000	4180331	器具庫

141700632	トランポリン	寄付	890,000	4180331	器具庫
141700635	バスケット台（1式）	寄付	3,237,000	4180331	器具庫
141700636	ファール回数表示機	寄付	313,800	4180331	器具庫
141700676	卓球台	寄付	120,250	4180331	器具庫
141700677	卓球台	寄付	120,250	4180331	器具庫
141700678	卓球台	寄付	120,250	4180331	器具庫
141700679	卓球台	寄付	120,250	4180331	器具庫
141700680	卓球台	寄付	120,250	4180331	器具庫
141700681	卓球台	寄付	120,250	4180331	器具庫
141700682	卓球台	寄付	120,250	4180331	器具庫
141700683	卓球台	寄付	120,250	4180331	器具庫
141700684	卓球台	寄付	120,250	4180331	器具庫
141700685	卓球台	寄付	120,250	4180331	器具庫
141700686	卓球台	寄付	120,250	4180331	器具庫
141700687	卓球台	寄付	120,250	4180331	器具庫
141700688	卓球台	寄付	120,250	4180331	器具庫
141700689	卓球台	寄付	120,250	4180331	器具庫
141700690	卓球台	寄付	120,250	4180331	器具庫
141700691	卓球台	寄付	120,250	4180331	器具庫
141700692	卓球台	寄付	120,250	4180331	器具庫
141700693	卓球台	寄付	120,250	4180331	器具庫
141700694	卓球台	寄付	120,250	4180331	器具庫
141700695	卓球台	寄付	120,250	4180331	器具庫
141700696	卓球台	寄付	120,250	4180331	器具庫
141700697	卓球台	寄付	120,250	4180331	器具庫
141700698	卓球台	寄付	120,250	4180331	器具庫
141700699	卓球台	寄付	120,250	4180331	器具庫
141700700	卓球台	寄付	120,250	4180331	器具庫
141700742	中敷クッションセット	寄付	584,500	4180331	器具庫
141700743	中敷クッションセット	寄付	584,500	4180331	器具庫
141700750	ステージ	寄付	147,800	4180331	器具庫
141700751	ステージ	寄付	147,800	4180331	器具庫
141700752	ステージ	寄付	147,800	4180331	器具庫
141700753	ステージ	寄付	147,800	4180331	器具庫
141700754	ステージ	寄付	147,800	4180331	器具庫
141700755	ステージ	寄付	147,800	4180331	器具庫
141700756	ステージ	寄付	147,800	4180331	器具庫
141700757	ステージ	寄付	147,800	4180331	器具庫
141700758	ステージ	寄付	147,800	4180331	器具庫

141700759	ステージ	寄付	147,800	4180331	器具庫
141700760	ステージ	寄付	147,800	4180331	器具庫
141700762	ウォータークーラー	寄付	119,700	4180331	ジョギングコース
141700763	ウォータークーラー	寄付	119,700	4180331	選手コーナー
141700764	スピーカー	寄付	120,000	4180331	第3体育室
141700765	スピーカー	寄付	120,000	4180331	第3体育室
141700766	バレーボール用支柱（1式）	寄付	178,000	4180331	第3体育室
141700767	バレーボール用審判台	寄付	177,420	4180331	第3体育室
141700768	卓球台（ブルー）	寄付	161,000	4180331	第3体育室
141700769	卓球台（ブルー）	寄付	161,000	4180331	第3体育室
141700770	卓球台（ブルー）	寄付	161,000	4180331	第3体育室
141700771	卓球台（ブルー）	寄付	161,000	4180331	第3体育室
141700772	卓球台（ブルー）	寄付	161,000	4180331	第3体育室
141700773	卓球台（ブルー）	寄付	161,000	4180331	第3体育室
141700774	卓球台（ブルー）	寄付	161,000	4180331	第3体育室
141700775	卓球台（ブルー）	寄付	161,000	4180331	第3体育室
141700776	ステージ	寄付	147,800	4180331	第1武道場
141700777	ステージ	寄付	147,800	4180331	第1武道場
141700778	ステージ	寄付	147,800	4180331	第1武道場
141700779	ステージ	寄付	147,800	4180331	第1武道場
141700780	姿見（移動式）	寄付	193,500	4180331	第1武道場
141700781	姿見（移動式）	寄付	193,500	4180331	第1武道場
141700782	ジムファン（防護枠付）	寄付	154,500	4180331	第1武道場
141700783	ジムファン（防護枠付）	寄付	154,500	4180331	第1武道場
141700785	太鼓	寄付	450,000	4180331	第1武道場
141700786	ジムファン（防護枠付）	寄付	154,500	4180331	第2武道場
141700787	ジムファン（防護枠付）	寄付	154,500	4180331	第2武道場
141700788	太鼓	寄付	450,000	4180331	第2武道場
141700789	姿見	寄付	184,000	4180331	弓道場
141700791	応接セット	寄付	194,100	4180331	1階事務室
141700792	書棚	寄付	210,000	4180331	1階事務室
141700794	D A T	寄付	158,000	4180331	放送室
141700795	タイムアウト要求器	寄付	120,900	4180331	放送室
141700800	製氷機	寄付	199,500	4180331	保健室
141700801	ボードファックス	寄付	110,000	4180331	会議室
141700802	木製テーブル	寄付	146,000	4180331	会議室
141700803	木製テーブル	寄付	146,000	4180331	会議室
141700804	木製テーブル	寄付	146,000	4180331	会議室
141700805	木製テーブル	寄付	146,000	4180331	会議室

141700807	雑誌架	寄付	142,500	4180331	1階ロビー
141700808	市民憲章	寄付	500,000	4180331	1階ロビー
141700811	シューズボックス	寄付	108,675	4180331	1階ロビー
141700812	シューズボックス	寄付	108,675	4180331	1階ロビー
141700813	シューズボックス	寄付	108,675	4180331	1階ロビー
141700814	シューズボックス	寄付	108,675	4180331	1階ロビー
141700815	シューズボックス	寄付	108,675	4180331	1階ロビー
141700816	シューズボックス	寄付	108,675	4180331	1階ロビー
141700817	傘立	寄付	105,000	4180331	1階ロビー
141700819	ウォータークーラー	寄付	119,700	4180331	3階ロビー
141700821	ウォータークーラー	寄付	119,700	4180331	5階ロビー
141700822	卓球台(盲人用)	寄付	104,000	4180331	器具庫
141700823	ポータブル電蓄	寄付	119,000	4180331	競技場
141700824	木製本棚	寄付	137,000	4180331	競技場
141700827	ハイローストレッチャー	寄付	121,540	4180331	競技場
141700828	3000SC移動障害物	寄付	606,800	4180331	競技場
141700830	ゴールタイマー	寄付	5,200,000	4180331	競技場
141700832	スター用拡音装置(1式)	寄付	526,140	4180331	競技場
141700833	スタート信号用ケーブル	寄付	300,000	4180331	競技場
141700834	スタブロ他用収納棚	寄付	444,000	4180331	競技場
141700835	トラック競技速報表示器	寄付	236,800	4180331	競技場
141700839	ラグビーゴールポスト	寄付	784,000	4180331	競技場
141700840	運搬車(走高跳用)	寄付	259,000	4180331	競技場
141700841	運搬車(棒高跳用)(練習)	寄付	281,200	4180331	競技場
141700842	運搬車(棒高跳用)(練習)	寄付	281,200	4180331	競技場
141700847	決勝審判台(写真台兼用)	寄付	2,205,200	4180331	競技場
141700848	光波測定器	寄付	4,875,000	4180331	競技場
141700850	人工芝台車	寄付	400,000	4180331	競技場
141700852	整備用具収納棚	寄付	281,200	4180331	競技場
141700853	槍検査器	寄付	248,000	4180331	競技場
141700855	走高跳用マット	寄付	399,640	4180331	競技場
141700856	走高跳用マット	寄付	1,004,200	4180331	競技場
141700857	棒高跳用マット運搬車	寄付	380,700	4180331	競技場
141700858	棒高跳用マット運搬車	寄付	380,700	4180331	競技場
141700859	走高跳用マット搭載台車	寄付	370,000	4180331	競技場
141700860	電気自動車	寄付	769,600	4180331	競技場
141700861	投とき距離標識	寄付	814,000	4180331	競技場
141700862	標識器具収納棚	寄付	499,500	4180331	競技場
141700863	風向風速計	寄付	362,600	4180331	競技場

141700864	風向風速計	寄付	362, 600	4180331	競技場
141700867	棒高跳用マット（大会用）	寄付	1, 956, 000	4180331	競技場
141700868	走高跳用マット運搬車（大会用）	寄付	356, 400	4180331	競技場
141700869	棒高跳用マット搭載台車	寄付	518, 000	4180331	競技場
141700870	フィールド成績表示器	寄付	210, 160	4180331	競技場
141700871	フィールド成績表示器	寄付	210, 160	4180331	競技場
141700872	フィールド成績表示器	寄付	210, 160	4180331	競技場
141700873	フィールド成績表示器	寄付	210, 160	4180331	競技場
141700874	動力噴霧機	寄付	340, 000	4180331	競技場
141700875	スポーツトラクター（草刈り付）	寄付	2, 982, 000	4180331	競技場
141700876	給水ローラー	寄付	308, 700	4180331	競技場
141700877	競技専用台車（トラック用）	寄付	124, 320	4180331	競技場
141700878	競技専用台車（トラック用）	寄付	124, 320	4180331	競技場
141700879	リボンロット 100M	寄付	106, 708	4180331	競技場
141700880	走高跳び用高度計	寄付	110, 519	4180331	競技場
141700881	走高跳び用高度計	寄付	110, 519	4180331	競技場
141700882	棒高跳び用高度計	寄付	152, 440	4180331	競技場
141700883	表彰台	寄付	125, 763	4180331	競技場
141700884	周回表示器	寄付	118, 598	4180331	競技場
141700889	ハードル運搬車	寄付	121, 952	4180331	競技場
141700890	ハードル運搬車	寄付	121, 952	4180331	競技場
141700891	ハードル運搬車	寄付	121, 952	4180331	競技場
141700892	ハードル運搬車	寄付	121, 952	4180331	競技場
141700893	ハードル運搬車	寄付	121, 952	4180331	競技場
141700894	ハードル運搬車	寄付	121, 952	4180331	競技場
141700895	コースナンバー標識	寄付	167, 684	4180331	競技場
141700896	コースナンバー標識	寄付	167, 684	4180331	競技場
141700897	棒高跳び用支柱及びバー止	寄付	189, 026	4180331	競技場
141700898	棒高跳び用支柱及びバー止	寄付	189, 026	4180331	競技場
141700899	フィールド走幅三段順位表示器	寄付	160, 062	4180331	競技場
141700900	フィールド走幅三段順位表示器	寄付	160, 062	4180331	競技場
141700901	風力速報表示器	寄付	106, 708	4180331	競技場
141700902	風力速報表示器	寄付	106, 708	4180331	競技場
141700903	走幅跳三段距離測定器	寄付	190, 550	4180331	競技場
141700904	ポール置台	寄付	167, 684	4180331	競技場
141700905	檜立台	寄付	144, 818	4180331	競技場
141700906	円盤置台	寄付	152, 440	4180331	競技場
141700907	砲丸置台	寄付	152, 440	4180331	競技場
141700908	ラグビーゴールポストカバー	寄付	163, 152	4180331	競技場

141700909	物置	寄付	108,737	4180331	競技場
141700910	コートローラー	寄付	1,399,650	4180331	競技場
141700913	グランドマット	寄付	199,500	4180331	競技場
141700914	物置	寄付	152,670	4180331	下福田野球場
141700916	バロネス芝刈機	寄付	470,000	4180331	桜森スポーツ広場
141700919	フットサルゴール	寄付	178,500	4180331	桜森スポーツ広場
141900001	コインロッカー	寄付	95,000	4190424	トレーニング室
141900002	コインロッcker	寄付	95,000	4190424	トレーニング室
141900003	コインロッcker	寄付	95,000	4190424	トレーニング室
141900004	コインロッcker	寄付	95,000	4190424	トレーニング室
141900005	コインロッcker	寄付	95,000	4190424	トレーニング室
141900006	コインロッcker	寄付	95,000	4190424	トレーニング室
141900007	コインロッcker	寄付	95,000	4190424	トレーニング室
141900008	コインロッcker	寄付	95,000	4190424	トレーニング室
141900009	コインロッcker	寄付	95,000	4190424	トレーニング室
141900010	コインロッcker	寄付	95,000	4190424	トレーニング室
141900011	コインロッcker	寄付	95,000	4190424	トレーニング室
141900012	コインロッcker	寄付	95,000	4190424	第1体育室
141900013	コインロッcker	寄付	95,000	4190424	第1体育室
141900014	コインロッcker	寄付	95,000	4190424	第1体育室
141900015	コインロッcker	寄付	95,000	4190424	第1体育室
141900016	コインロッcker	寄付	95,000	4190424	第1体育室
141900017	コインロッcker	寄付	95,000	4190424	第1体育室
141900018	コインロッcker	寄付	95,000	4190424	第1体育室
141900019	コインロッcker	寄付	95,000	4190424	第1体育室
141900020	コインロッcker	寄付	95,000	4190424	第1体育室
141900021	コインロッcker	寄付	95,000	4190424	第1体育室
141900022	コインロッcker	寄付	95,000	4190424	第1体育室
141900023	コインロッcker	寄付	95,000	4190424	第1体育室
141900024	コインロッcker	寄付	95,000	4190424	第1体育室
141900025	コインロッcker	寄付	95,000	4190424	第1体育室
141900026	コインロッcker	寄付	95,000	4190424	第1体育室
141900027	コインロッcker	寄付	95,000	4190424	第1体育室
141900028	コインロッcker	寄付	95,000	4190424	第1体育室
141900029	コインロッcker	寄付	95,000	4190424	第1体育室
141900030	コインロッcker	寄付	95,000	4190424	第1体育室
141900031	コインロッcker	寄付	95,000	4190424	第1体育室
141900032	コインロッcker	寄付	87,000	4190424	第1体育室
141900033	コインロッcker	寄付	87,000	4190424	第1体育室

141900073	コインロッカー	寄付	95,000	4190424	第一武道場
141900074	コインロッcker	寄付	95,000	4190424	第一武道場
141900075	コインロッcker	寄付	95,000	4190424	第二武道場
141900076	コインロッcker	寄付	95,000	4190424	第二武道場
141900077	コインロッcker	寄付	95,000	4190424	第二武道場
141900078	コインロッcker	寄付	95,000	4190424	第二武道場
141900079	コインロッcker	寄付	95,000	4190424	第二武道場
141900080	コインロッcker	寄付	95,000	4190424	第二武道場
141900081	コインロッcker	寄付	95,000	4190424	第二武道場
141900082	コインロッcker	寄付	95,000	4190424	第二武道場
141900083	コインロッcker	寄付	95,000	4190424	第二武道場
141900084	コインロッcker	寄付	95,000	4190424	第二武道場
141900085	コインロッcker	寄付	95,000	4190424	第二武道場
141900086	コインロッcker	寄付	95,000	4190424	第二武道場
141900087	コインロッcker	寄付	95,000	4190424	第二武道場
141900088	コインロッcker	寄付	95,000	4190424	第二武道場
141900089	コインロッcker	寄付	95,000	4190424	第二武道場
141900090	コインロッcker	寄付	95,000	4190424	第二武道場
141900091	コインロッcker	寄付	95,000	4190424	弓道場
141900092	コインロッcker	寄付	95,000	4190424	弓道場
141900093	コインロッcker	寄付	95,000	4190424	弓道場
141900094	コインロッcker	寄付	95,000	4190424	弓道場
141900095	コインロッcker	寄付	95,000	4190424	弓道場
141900096	コインロッcker	寄付	95,000	4190424	弓道場
142000104	機動掃除機	購入	1,403,850	4200730	競技場
142000155	物置	購入	333,900	4210331	下福田スポーツ広場
142000211	JR サッカーゴールアルミ SG	購入	294,000	4210331	下福田スポーツ広場
142000212	ジュニアサッカーネット亀甲タイプ	購入	34,650	4210331	下福田スポーツ広場
142000214	グラウンドフェンス 20m	購入	35,700	4210331	下福田スポーツ広場
142000215	グラウンドフェンス 20m	購入	35,700	4210331	下福田スポーツ広場
142000216	グラウンドフェンス 20m	購入	35,700	4210331	下福田スポーツ広場
142000217	グラウンドフェンス 20m	購入	35,700	4210331	下福田スポーツ広場
142000218	バックネット移動式	購入	155,400	4210331	下福田スポーツ広場
142000219	ウッドベンチ 1800	購入	32,550	4210331	下福田スポーツ広場
142000220	ウッドベンチ 1800	購入	32,550	4210331	下福田スポーツ広場
142000221	ウッドベンチ 1800	購入	32,550	4210331	下福田スポーツ広場
142000222	ウッドベンチ 1800	購入	32,550	4210331	下福田スポーツ広場
142000223	サッカースコアボード	購入	33,600	4210331	下福田スポーツ広場
142101009	デジタルハイビジョンテレビ	購入	59,535	4220331	1階事務室

142101016	デジタルハイビジョンテレビ	購入	59,535	4220331	スポーツセンター
142400579	投光機	購入	903,000	4241213	スポーツセンター
142400580	投光機	購入	903,000	4241213	スポーツセンター
142400581	投光機	購入	903,000	4241213	スポーツセンター
142400792	投光機	購入	603,750	4250329	スポーツセンター
142400832	ジュニアサッカーゴール	購入	168,000	4250329	競技場
142400833	ジュニアサッカーゴール	購入	168,000	4250329	競技場
142400834	一般サッカーゴールアルミ SH	購入	298,200	4250329	競技場
142500194	卓上キークース	購入	52,324	4030228	スポーツセンター
142500213	プール監視台	購入	70,369	4030731	スポーツセンター
142500214	プール監視台	購入	70,369	4030731	スポーツセンター
142500215	プール監視台	購入	70,369	4030731	スポーツセンター
142500240	書	寄付	330,000	3620311	スポーツセンター
142500241	書	寄付	330,000	3620311	スポーツセンター
142500242	書	寄付	330,000	3620311	スポーツセンター
142500244	絵画	寄付	380,000	3620311	スポーツセンター
142500265	絵画	寄付	2,000,000	3620311	スポーツセンター
142500266	ブロンズ像	寄付	3,800,000	3620311	スポーツセンター
142500357	記載台	購入	243,705	4250930	スポーツセンター
142600016	J ボックスセパレートシートタイプ	購入	1,609,200	4260616	競技場
142600017	J ボックスセパレートシートタイプ	購入	1,609,200	4260616	競技場
142600018	J ボックスセパレートシートタイプ	購入	1,609,200	4260616	競技場
142600019	J ボックスセパレートシートタイプ	購入	1,609,200	4260616	競技場
142600020	J ボックスセパレートシートタイプ	購入	972,000	4260616	競技場
142600021	サッカーゴール埋込式(一般)	購入	864,000	4260616	競技場
142600022	サブポール移動式防護マットH2000 付	購入	518,400	4260616	競技場
142600023	サッカーネット一般サブポール	購入	86,400	4260616	競技場
142600024	ネットウェイト	購入	21,6000	4260616	競技場
142600025	サッカー埋込式ラグビーゴール	購入	30,2400	4260616	競技場
142600026	サッカー埋込式ラグビーゴール	購入	30,2400	4260616	競技場
142600027	デジタルスコアボード(45分計)	購入	1,080,000	4260616	競技場
142600100	全自動製氷機	購入	550,800	4260722	競技場
142600103	利用券自動券売機	購入	402,840	4260625	1階ロビー
142600104	利用券自動券売機	購入	402,840	4260625	1階ロビー
142600105	利用券自動券売機	購入	402,840	4260625	競技場
142700739	ハードルウルトラライト	購入	43,200	4280304	大和スポーツセンター
142700740	スターター拡声器メガホン	購入	70,200	4280304	大和スポーツセンター
142700741	スターター拡声器メガホン	購入	70,200	4280304	大和スポーツセンター
142700742	スターター拡声器メガホン	購入	70,200	4280304	大和スポーツセンター

142700743	スター拡声器メガホン	購入	70,200	4280304	大和スポーツセンター
142700744	スター拡声装置ワイヤレスマイク	購入	32,400	4280304	大和スポーツセンター
142700745	スター拡声装置ワイヤレスマイク	購入	32,400	4280304	大和スポーツセンター
142700746	超音波風速計	購入	766,800	4280304	大和スポーツセンター
142700747	超音波風速計	購入	766,800	4280304	大和スポーツセンター
142700748	デジタルフィールド制限タイマーCV	購入	583,200	4280304	大和スポーツセンター
142700749	デジタルフィールド制限タイマーCV	購入	583,200	4280304	大和スポーツセンター
142700750	デジタルフィールド制限タイマーCV	購入	583,200	4280304	大和スポーツセンター
142700751	タンマグ容器	購入	54,000	4280304	大和スポーツセンター
142700752	円盤・ハンマー投用囲い	購入	7,236,000	4280304	大和スポーツセンター
142700753	囲い用輪止め	購入	140,400	4280304	大和スポーツセンター
142700754	囲い用輪止め	購入	140,400	4280304	大和スポーツセンター
142700755	囲い用輪止め	購入	140,400	4280304	大和スポーツセンター
142800060	二つ折りジャンスマット	購入	51,840	4280511	大和スポーツセンター
142801715	棒高跳用マット(レッド)	購入	2,498,040	4281017	大和スポーツセンター
142801716	走高跳用マット(レッド)	購入	1,212,840	4281017	大和スポーツセンター
142801717	走高跳用バー4m	購入	56,160	4281017	大和スポーツセンター
142801718	走高跳用バー4m	購入	56,160	4281017	大和スポーツセンター
142801719	走高跳用バー4m	購入	56,160	4281017	大和スポーツセンター
142801720	棒高跳用支柱バー受けF1236A用	購入	69,120	4281017	大和スポーツセンター
142801721	棒高跳用支柱バー受けF1236A用	購入	69,120	4281017	大和スポーツセンター
142900204	R G B フィニッシュコーダー1カメラシステム	購入	7,905,600	4291003	競技場
142900205	カメラカバー	購入	118,800	4291003	競技場
142900206	カメラ接続ケーブル	購入	259,200	4291003	競技場
143001729	バスケット台一式	購入	7,668,000	4310331	第1体育室
1430017518	卓球台一式	購入	122,123	4310331	第1体育室
1430017519	卓球台一式	購入	122,123	4310331	第1体育室
1430017520	卓球台一式	購入	122,123	4310331	第1体育室
1430017521	卓球台一式	購入	122,123	4310331	第1体育室
1430017522	卓球台一式	購入	122,123	4310331	第1体育室
1430017523	卓球台(高さ調整機能付き)一式	購入	110,243	4310331	第1体育室
1430017524	卓球台(高さ調整機能付き)一式	購入	110,243	4310331	第1体育室
1430017525	卓球台(高さ調整機能付き)一式	購入	110,243	4310331	第1体育室
1430017526	卓球台(高さ調整機能付き)一式	購入	110,243	4310331	第1体育室
1430017527	卓球台(高さ調整機能付き)一式	購入	110,243	4310331	第1体育室
143100021	バスケット台一式	購入	8,640,000	4310930	第1体育室
143100022	卓球台一式	購入	216,000	4310930	第1体育室
143100023	卓球台一式	購入	216,000	4310930	第1体育室
143100024	卓球台一式	購入	216,000	4310930	第1体育室

143100025	卓球台一式	購入	216,000	4310930	第1体育室
143100026	卓球台一式	購入	216,000	4310930	第1体育室
143100027	卓球台一式	購入	216,000	4310930	第1体育室
143100028	卓球台一式	購入	216,000	4310930	第1体育室
143100029	卓球台一式	購入	216,000	4310930	第1体育室
143100030	卓球台一式	購入	216,000	4310930	第1体育室
143100031	卓球台一式	購入	216,000	4310930	第1体育室
143100032	ハードル	購入	54,000	4310930	競技場
143100033	ハードル	購入	54,000	4310930	競技場
143100034	ハードル	購入	54,000	4310930	競技場
143100035	ハードル	購入	54,000	4310930	競技場
143100036	ハードル	購入	54,000	4310930	競技場
143100037	ハードル	購入	54,000	4310930	競技場
143100038	ハードル	購入	54,000	4310930	競技場
143100039	ハードル	購入	54,000	4310930	競技場
143100040	ハードル	購入	54,000	4310930	競技場
143100041	ハードル	購入	54,000	4310930	競技場
143100042	ハードル	購入	54,000	4310930	競技場
143100043	ハードル	購入	54,000	4310930	競技場
143100044	ハードル	購入	54,000	4310930	競技場
143100045	ハードル	購入	54,000	4310930	競技場
143100046	ハードル	購入	54,000	4310930	競技場
143100047	ハードル	購入	54,000	4310930	競技場
143100048	ハードル	購入	54,000	4310930	競技場
143100049	ハードル	購入	54,000	4310930	競技場
143100050	ハードル	購入	54,000	4310930	競技場
143100051	ハードル	購入	54,000	4310930	競技場
143100052	ハードル	購入	54,000	4310930	競技場
143100053	ハードル	購入	54,000	4310930	競技場
143100054	ハードル	購入	54,000	4310930	競技場
143100055	ハードル	購入	54,000	4310930	競技場
143100056	ハードル	購入	54,000	4310930	競技場
143100057	ハードル	購入	54,000	4310930	競技場
143100058	ハードル	購入	54,000	4310930	競技場
143100059	ハードル	購入	54,000	4310930	競技場
143100060	ハードル	購入	54,000	4310930	競技場
143100061	ハードル	購入	54,000	4310930	競技場
143100062	ハードル	購入	54,000	4310930	競技場
143100063	ハードル	購入	54,000	4310930	競技場

143100103	ハードル	購入	54,000	4310930	競技場
143100104	ハードル	購入	54,000	4310930	競技場
143100105	ハードル	購入	54,000	4310930	競技場
143100106	ハードル	購入	54,000	4310930	競技場
143100107	ハードル	購入	54,000	4310930	競技場
143100108	ハードル	購入	54,000	4310930	競技場
143100109	ハードル	購入	54,000	4310930	競技場
143100110	ハードル	購入	54,000	4310930	競技場
143100111	ハードル	購入	54,000	4310930	競技場
143100112	ハードル	購入	54,000	4310930	競技場
143100113	ハードル	購入	54,000	4310930	競技場
143100114	ハードル	購入	54,000	4310930	競技場
143100115	ハードル	購入	54,000	4310930	競技場
143100116	ハードル	購入	54,000	4310930	競技場
143100117	ハードル	購入	54,000	4310930	競技場
143100118	ハードル	購入	54,000	4310930	競技場
143100119	ハードル	購入	54,000	4310930	競技場
143100120	ハードル	購入	54,000	4310930	競技場
143100121	ハードル	購入	54,000	4310930	競技場
143100122	ハードル運搬車	購入	189,540	4310930	競技場
143100123	ハードル運搬車	購入	189,540	4310930	競技場
143100124	ハードル運搬車	購入	189,540	4310930	競技場
143100125	ハードル運搬車	購入	189,540	4310930	競技場
143100126	ハードル運搬車	購入	189,540	4310930	競技場
143100127	ハードル運搬車	購入	189,540	4310930	競技場
143100128	ハードル運搬車	購入	189,540	4310930	競技場
143100129	ハードル運搬車	購入	189,540	4310930	競技場
143100130	ハードル運搬車	購入	189,540	4310930	競技場
143100131	ハードル運搬車	購入	189,540	4310930	競技場
150100018	サッカーゴールネット	購入	87,318	5010830	競技場
150100019	サッカーゴールネット	購入	87,318	5010830	競技場

※令和2年5月末日時点。

※必要に応じて、隨時購入入替えを実施します。

別紙3（第15条関係）

第三者への委託可能業務

番号	業務名
1	清掃（競技場含む）【体育会館】
2	設備管理【体育会館】
3	警備【体育会館】
4	年間保守管理【体育会館】
5	貯水槽清掃【体育会館】
6	消防用設備等保守点検【体育会館】
7	施設用ナイロンマット保守【体育会館】
8	電気時計設備定期保守点検【体育会館】
9	体育器具保守点検【体育会館】
10	夜間警備（食堂、競技場を含む）【体育会館】
11	自動扉保守点検【体育会館】
12	トイレ洗浄・脱臭装置保守点検（競技場を含む）【体育会館】
13	放送設備保守点検（競技場を含む）【体育会館】
14	移動観覧席保守点検【体育会館】
15	エレベータ保守点検【体育会館】
16	空調自動制御機器年間保守点検【体育会館】
17	資源分別回収運搬処分【体育会館】
18	トレーニング室受付【体育会館】
19	案内【体育会館】
20	管理（清掃・軽作業等）【競技場】
21	芝生維持管理【競技場】
22	機器保守点検【競技場】
23	樹木剪定（体育会館含む）【競技場】
24	運営（飲食物提供等）【カフェテリア】
25	維持管理（点検、簡易整備、清掃）【草柳庭球場】
26	グラウンド・コート整備【草柳庭球場】
27	グラウンド・コート整備【桜森スポーツ広場】
28	トイレ清掃（浄化槽式）【下福田野球場】
29	グラウンド・コート整備【下福田野球場】
30	維持管理（点検、簡易整備、清掃）【下福田スポーツ広場】
31	グラウンド・コート整備【下福田スポーツ広場】
32	浄化槽清掃・保守点検【下福田スポーツ広場】
33	芝生維持管理【下福田スポーツ広場】

別紙4 (第24条関係)

事故等発生報告書	押 印 欄	受 付 · ·
		決 裁 · ·
年 月 日		
大和市長 あて		
団体名 代表者名 (印)		
事故発生年月日	年 月 日 (午前・午後) 時 分頃	
事故(災害)の種類		
事故による被災者 (負傷者)	住 所	
	氏 名	
	保護者名	
事故(災害)の発生場所		
事故(災害)の概要 (傷病・災害の程度)		
事故(災害)発生の状況及び原因		
監視員又は責任者の措置		
事故を確認した者の証明	上記のとおりであることを証明します。 年 月 日 住所 氏名 (印)	

事故発生状況の図解

事故発生場所の略図

別紙5（第27条関係）

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この協定による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(個人情報の取扱い)

第2条 乙は、この協定により業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、個人情報の安全かつ適切な管理のために、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下、「番号法」という。）の趣旨にのっとり、個人情報の取扱規程を整備し、必要な措置（以下「安全管理措置」という。）を講じなければならない。なお、安全管理措置においては、次の事項に留意することとする。

- (1) 組織体制の整備
- (2) 従業者の監督及び従業者に対する教育の実施
- (3) 個人情報を取り扱う区域の管理
- (4) 情報セキュリティ対策

2 乙は、この協定締結後、速やかに、前項の取扱規程を甲に提出しなければならない。この取扱規程を見直したときも同様とする。

3 甲は、第1項の安全管理措置が不十分であると思料するときは、乙に対して、それを是正するよう指導することができる。

4 乙は、前項の指導を受けたときは、速やかに是正措置を講じなければならない。

(秘密等の保持)

第3条 乙は、この協定による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他に漏らしてはならない。指定の期間が終了し、又は指定を取り消された後においても同様とする。

2 乙は、この協定に係る従業者に対して、秘密保持に関する誓約書を、様式1により乙に提出させなければならない。

(委託の禁止)

第4条 乙は、甲が承諾した場合を除き、個人情報の処理は自ら行い、第三者にその処理を委託してはならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第5条 乙は、この協定の業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、これらの正社員以外の労働者にこの協定に基づく一切の義務を順守させなければならない。

2 乙は、甲に対して、前項に掲げた正社員以外の労働者の全ての行為及び結果について責任を負うものとする。

(収集の制限)

第6条 乙は、この協定による業務を行うために個人情報を収集するときは、事務の目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(利用及び提供の制限)

第7条 乙は、この協定による業務を処理するため甲から引き渡された個人情報を本協定の目的以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第8条 乙は、この協定による業務を処理するため甲から引き渡された個人情報を甲の承諾なくして複写又は複製してはならない。

(従業者の明確化及び名簿の作成)

第9条 乙は、この協定による業務を処理するにあたり、個人情報を取り扱う従業者を明確にし、様式2により当該従業者の名簿を作成しなければならない。

2 乙は、この協定締結後、速やかに、前項により作成した名簿を甲に対して提出しなければならない。当該従業者に変更があった場合も同様とする。

(従業者に対する監督・教育)

第10条 乙は、個人情報が安全かつ適切に取り扱われるよう、この協定による業務を処理する従業者の監督及び従業者に対する教育を実施しなければならない。

2 乙は、個人情報が安全かつ適切に取り扱われるよう、個人情報を取り扱う情報システムを管理する従業者に対し、情報システムの管理及び運用並びにセキュリティ対策に関して必要な教育を実施しなければならない。

(取扱区域の特定)

第11条 乙は、取扱区域を定め、この協定に基づく業務の着手前に当該取扱区域を文書により甲に報告しなければならない。

2 乙は、取扱区域を変更する場合は、事前に文書により甲に申請し、その承認を得なければならぬ。

(個人情報の保管)

第12条 乙は、個人情報を取り扱う機器、電子媒体及び書類等の盗難又は紛失を防止するため、これらを施錠できるキャビネットに保管しなければならない。

(持出しの禁止)

第13条 乙は、この協定による業務を処理するため甲から引き渡された個人情報を甲の承諾なくして事業所内から持ち出してはならない。

2 乙は、甲の承諾を得て甲から引き渡された個人情報を事業所内から持ち出すとき（郵送等の方法により送付する場合を含む）には、持出しデータの暗号化、パスワードによる保護、施錠できる搬送容器の使用、追跡可能な移送手段の利用など、安全な方策を講じなければならない。

(受渡し)

第14条 乙は、この協定に基づく個人情報の受渡しに関しては、甲が指定した手段、日時及び場所で実施した上で、甲に個人情報の預り証を提出しなければならない。

(セキュリティ対策)

第15条 乙は、この協定により業務を処理するにあたり、情報システムを使用して特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に定める特定個人情報ファイルをいう。以下同じ。）を取り扱う場合には、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 従業者及び当該業務で取り扱う特定個人情報ファイルの範囲を限定するために適切なアクセス制御を行うこと。
- (2) 従業者が正当なアクセス権を有する者であることの識別及び認証を行うこと。
- (3) 外部等からの不正アクセス又は不正ソフトウェアから保護する仕組み等を導入すること。
- (4) 特定個人情報を取り扱う情報システムと外部ネットワークとの接続箇所に、ファイアウォール等を設置し、不正アクセスを遮断すること。
- (5) 情報システム及び機器にセキュリティ対策ソフトウェア等を導入すること（導入したソフトウェアを常に最新の状態に保つことを含む。）。
- (6) 定期に及び必要に応じ隨時に、従業者の情報システム利用状況（ログイン実績、アクセスログ等）の記録の分析を行うこと。
- (7) 不正アクセス等の被害に遭った場合であっても、ネットワークの遮断など被害を最小化する仕組みを導入し、適切に運用すること。
- (8) 情報システムの不正な構成変更を防止するために必要な措置を講ずること。
- (9) 特定個人情報を外部に送信する場合には、通信経路における情報漏えい等を防止するためには必要な措置を講ずること。
- (10) 特定個人情報ファイルを機器又は電子媒体等に保存する必要がある場合には、暗号化又はパスワードによる秘匿を行うこと。
- (11) 情報セキュリティの新たな脅威並びに情報技術及び利用環境の変化等に応じて、セキュリティ対策を隨時見直すこと。

（返還及び廃棄義務）

第16条 乙は、この協定による業務を処理するため甲から引き渡された個人情報を指定の期間終了後、速やかに甲に返還をするか又は甲の指示に従い廃棄をしなければならない。

2 乙は、この協定において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を文書により甲に申請し、その承諾を得なければならない。

3 乙は、個人情報の消去又は廃棄に際し、甲から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

4 乙は、甲から引き渡された個人情報を廃棄するときは、個人情報を復元不可能な状態にしなければならない。

5 乙は、個人情報の消去又は廃棄を行った後、消去又は廃棄を行った日時、担当者及び消去又は廃棄の内容を記録し、文書により甲に対して報告しなければならない。

（事故等の報告義務）

第17条 乙は、この協定に関し、個人情報の漏えい等の事故（番号法違反又はそのおそれのある事案を含む。）が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに甲に対して、当該事故に係る個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

2 前項の場合、乙は、被害の拡大防止及び復旧のために必要な措置を速やかに講じなければならない。

3 乙は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、甲その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

4 甲は、この協定に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公開することができる。

(事故発生時の責任)

第18条 前条の場合において、甲に損害を与えたときは、乙は賠償責任の責めを負う。

(委託による損害賠償)

第19条 個人情報に係る処理等の業務の委託を行ったことにより、甲に損害を与えたときは、乙が賠償責任の責めを負う。

(指定の取消し)

第20条 甲の承諾を得ないで個人情報に係る処理等の業務の委託を行った場合には、甲は乙の指定を取り消すことができる。

(報告義務)

第21条 乙は、この協定の個人情報の取扱いに関する規定を順守しているか、乙が定めた個人情報の取扱いに関する内部規程を遵守しているか、並びにそれらを遵守できなかった場合にはその理由及び改善策について、次の報告書を作成し、提出月の14日までに甲に報告しなければならない。

(1) 個人情報の取扱いに関する状況報告書

[任意様式 提出月 7月、10月、1月、4月]

2 乙は、甲から個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

(監査及び調査)

第22条 甲は、この協定に係る個人情報の取扱いについて、この協定の規定に基づいた必要な措置が講じられているかにつき検証及び確認するため、乙及び再委託先に対して、監査又は調査を行うことができる。

2 甲は、前項の目的を達するため、乙に対して必要な情報を求め、又はこの協定の処理に関して必要な指示をすることができる。

個人情報保護に関する誓約書（例）

(事業所名)

(代表者職・氏名) 殿

私は、貴事業所における業務に従事するに際し、個人情報の保護に関する下記の事項を遵守することを誓約し、本誓約書を提出するものです。

記

- 1 業務上知り得た貴事業所の取引先を含む利害関係者（以下「取引先等」という）の個人情報について、貴事業所の代表からの業務指示なくしては、第三者に対して、漏えい又は開示してはならず、自己のために使用しないこと
- 2 貴事業所の個人情報保護に関する規程等を遵守し、貴事業所が実施する個人情報保護に関する研修に真摯に取り組み、個人情報の保護に関する高い意識を常に保持すること
- 3 取引先等の個人情報を取り扱うに際しては、漏えい、紛失、又はき損しないように適切に管理し、盜難被害に対しても最大限可及的に回避するべく注意義務を尽くすこと
- 4 万が一個人情報が漏えいした場合、又はその可能性が疑われる場合には、直ちに貴事業所の管理者に報告し、必要な指示を受けること
- 5 貴事業所を退職するに際しては、貴事業所及び取引先等から開示された一切の個人情報に関する資料を貴事業所に返却すること

以 上

年 月 日

(誓約者) 住所：_____

氏名：_____

様式 2

年 月 日

大和市長 殿

事業所名 : _____

代表者名 : _____ 印

個人情報取扱業者名簿（例）

No.	従業者の氏名	研修実施の有無	誓約書提出の有無
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			

別紙6（第29条関係）

情報資産（非公開情報）の取扱いに関する「特記事項」

（非公開情報の定義）

第1条 非公開情報とは、個人情報（大和市個人情報保護条例第2条（4）に該当する情報）及び業務上必要とする最小限度の範囲の職員が取り扱う、又は公開を予定していない情報資産（大和市情報セキュリティ基本方針「3. 定義」に定められている情報資産）とし、次の被害が想定されるものをいう。

- (1) 市民の生命に危険が及ぶもの又は市民の財産及びプライバシーを侵害するもの全て
- (2) 企業、国及び他の自治体に影響が及ぶもの全て
- (3) 市内部の事務に影響が及ぶもの全て

（秘密等の保持）

第2条 乙は、この協定による業務に関して知り得た非公開情報の内容をみだりに他に漏らしてはならない。この協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（委託の禁止）

第3条 乙は、甲が承認した場合を除き、非公開情報の処理は自ら行い、第三者にその処理を委託してはならない。

（目的以外の使用禁止）

第4条 乙は、この協定による業務を処理するため甲から引き渡された非公開情報を本協定の目的以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

（複写、複製の禁止）

第5条 乙は、この協定による業務を処理するため甲から引き渡された非公開情報を甲の承諾なくして複写又は複製してはならない。

（保管、搬送等）

第6条 乙は、この協定による業務を処理するため甲から引き渡された非公開情報をき損及び滅失することのないよう、授受、搬送、保管及び廃棄などの際に、安全な管理に努めなければならない。

（返還義務）

第7条 乙は、この協定による業務を処理するため甲から引き渡された非公開情報を指定管理業務完了後、速やかに甲に返還しなければならない。

（事故報告義務）

第8条 乙は、この協定による業務を処理するため甲から引き渡された非公開情報の内容を漏えい、き損及び滅失した場合は、甲に速やかに報告し、その指示に従わなければならぬ。

（責任の境界）

第9条 乙は、乙自身及び甲が認めた第三者が特記事項に違反若しくは不注意などにより非公開情報を漏えい、き損及び滅失した場合には、その責任を全て負わなければならない。

別紙7（第31条関係）

年 度 拾 得 物 处 理 簿

No.	拾得日時	拾得場所	品名	形状 特徴等	拾得者 (利用者等の場合は氏名・ 住所・TEL記入)	権利	返還 月日	備考
					・職員等 ・利用者等	有・無		
					・職員等 ・利用者等	有・無		
					・職員等 ・利用者等	有・無		
					・職員等 ・利用者等	有・無		
					・職員等 ・利用者等	有・無		
					・職員等 ・利用者等	有・無		
					・職員等 ・利用者等	有・無		
					・職員等 ・利用者等	有・無		

注1) 権利とは、遺失物法に規定する拾得者の報労金請求権及び所有権の権利放棄有無に関する意思をいい、利用者等が拾得した場合に記入する。

注2) 返還月日とは、遺失者が遺失物を受領した日をいう。

注3) 備考欄には、警察への届出日、遺失物の所有権を取得する日等事務処理日等を記載する。

別紙8（第36条関係）

事業計画書に記載する事項

1 職員配置

① 職員配置体制表

本部、現地事務所含め、職員の担当業務、雇用形態、業務実績等を記載した配置体制表を作成する。

② 勤務ローテーション表

現地事務所に勤務する職員のローテーション表を作成する。早出、遅出等についても記載する。

2 責任体制

本部、現地事務所含め、各職員の責任分担を明確に記載する。

3 緊急対応

① 事故発生時対応

事故発生時など緊急時の対応について、被害者対応、二次被害防止対策、事故発生源調査等必要な業務について記載する。

② 緊急対応業務フロー

事故発生時など緊急時の対応について、業務フローを作成する。

③ 緊急連絡体制表

緊急時の連絡体制について、連絡体制表を作成する。

4 防犯、防災対策

① 防犯対策

管理施設での犯罪発生を防止するための措置について記載する。

② 防災対策

災害発生時の対応について、あらかじめ対応マニュアルを作成する。

5 苦情、要望対応

管理施設利用者等から寄せられる苦情、要望等について、利用者の声の収集方法、苦情、要望等の対応方針などについて記載する。

① 苦情、要望等対応事務フロー

管理施設利用者等から寄せられる苦情、要望等についての処理業務のフローを作成する。

6 年間業務実施計画

① 年間業務事業計画表

管理業務について、年間の業務計画を作成する。

② 外部委託予定表

管理業務の一部を外部委託する予定がある場合、予定される委託業務について記載する。

7 研修計画等

現地事務所に配置される職員の管理技能等向上のための研修等の計画について記載する。

8 自主事業等事業計画

企画提案書において提案した自主事業等について、事業計画を作成する。

別紙9（第37条第3項関係）

月 報

年 月 日

大和市長 あて

団体名

代表者名

印

大和市スポーツ施設設置条例規定施設の
します。

年 月分の業務について、次のとおり報告

1 施設の利用状況

項目 施設名	開場日数	団体 利用件数	個人利用 件数	団体 利用者数	個人 利用者数	利用者数 合計

2 利用料金収入実績

項目 施設名	納付件数	収入金額	還付件数	還付金額	取扱 件数	差引 金額

3 管理状況について

来場者の安全管理について	
事件、事故等発生内容について	
場内清掃等の状況について	
植物等の管理状況について	
特記事項	

別紙10（第37条第4項関係）

年　月　日

四半期総括表　(　年度第　四半期分)

管理業務実施状況 (各施設ごと)	別紙（月報）のとおり 委託業務実施状況は、添付書類のとおり
有料施設利用実績 (各施設ごと)	別紙（月報）のとおり
管理施設利用者等か らの苦情等 (各施設ごと)	苦情等件数及び苦情受付内容 受付け及び処理内容は、添付書類のとおり
自主事業の実施状況 (各施設ごと)	別紙（月報）のとおり
管理施設の重大な事 故等 (各施設ごと)	
その他連絡事項 (各施設ごと)	

別紙1 1 (第42条第2項関係)

年度別指定管理料

年 度	金 額
令和3年度	円 (消費税及び地方消費税を含む。)
令和4年度	円 (消費税及び地方消費税を含む。)
令和5年度	円 (消費税及び地方消費税を含む。)
令和6年度	円 (消費税及び地方消費税を含む。)
令和7年度	円 (消費税及び地方消費税を含む。)

別紙1 2 (第42条第3項関係)

各期の指定管理料支払額

期	金額
第1期（4月～6月分）	
第2期（7月～9月分）	
第3期（10月～12月分）	
第4期（1月～3月分）	

別紙13（第47条関係）

スポーツ施設等に関する賠償責任保険

1 保険の内容

この保険は、指定管理者が管理運営するスポーツ施設等において、施設の欠陥や管理の不備が原因により事故が発生した場合に以下のとおり補償するものである。

(1) 対象施設

- ・大和スポーツセンター
- ・草柳庭球場
- ・桜森スポーツ広場
- ・下福田野球場
- ・下福田スポーツ広場

(2) 保険金額

対人賠償	1名 1億円	1事故 5億円
対物賠償	1事故 1,000万円	
保管物賠償	1事故 300万円 / 期間中 300万円	

上記のてん補限度額の範囲で支払われる費用項目

- ・治療費、入院費、通院費、慰謝料、休業損害、葬儀料、死亡による逸失利益や物の修理代等の損害賠償金
- ・裁判、調停、仲裁等の争訟費用
- ・事故発生後の損害防止軽減費用（応急救助費、護送費その他）

別紙14（第51条関係）

種類	内 容	負担者	
		市	指定管理者
物価変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増加		○
	ただし、急激な変動によるもの		協議
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○
	ただし、急激な変動によるもの		協議
周辺住民・市民等及び施設利用者への対応	事業に対する苦情、反対、要望、訴訟	○	△
	施設管理、運営業務内容に対する市民等及び施設利用者からの苦情、反対、要望、訴訟への対応	△	○
法令等の変更	消費税（地方消費税を含む）率等の変更		協議
	一般的な税制変更等		○
	上記以外の施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	○	△
政治、行政的理由による事業変更	政治、行政的理由から、施設管理、運営業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理運営経費における当該事情による増加経費負担	○	
不可抗力等	不可抗力に伴う、施設、設備の修復による経費の増加によるもの	○	△
	ただし、不可抗力及び大和市の責めに帰すべき事由に伴う、業務履行不能による休業補償等		協議
書類の誤り	仕様書等の市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	企画提案書等の指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○
施設・設備の損傷	経年劣化によるもの（1件当たり130万円（消費税及び地方消費税含む）未満の修繕費）		○
	経年劣化によるもの（乙の責めに帰さない修繕で、上記以外のもの）	○	
	第三者の行為により生じたもので、相手方が特定できないもの（1件当たり130万円（消費税及び地方消費税含む）未満の修繕費）		○
	第三者の行為により生じたもので、相手方が特定できないもの（上記以外のもの）	○	
	上記以外のもの		協議
第三者への賠償	指定管理者として注意義務を怠ったことによるもの		○

	上記以外の理由により損害を与えた場合	協議	
セキュリティ	警備不備による情報漏洩、犯罪の発生		○
	ただし、犯罪による損害額が著しい場合	協議	
需要変動	利用者の増減に伴う指定管理者の収益の増減		○
情報の保護	指定管理者が知りえた情報の漏洩		○
債務不履行	指定管理者の事業放棄、破綻等によるもの		○
事業終了時の費用	期間満了、中途における業務廃止に伴う撤収費用及び新しい指定管理者への引継費用		○
利用者の許認可	指定管理者の責によるもの		○
コスト増大	施設管理上必要となった経費		○
事業の変更・ 遅延・中止	指定管理者の運営上の瑕疵、事業放棄、事業破綻によるもの		○
要求水準未達	指定管理者の運営が協定書の水準に満たない場合		○
運営停止	指定管理者の責によるもの		○

別紙15（第62条関係）

公共料金の支払い

公共料金の種類	開始	終了
電気・ガス・上下水道料金	令和3年4月分請求	令和8年3月分請求又は指定が取り消された月の当該月分請求
電話料金	令和3年5月分請求	令和8年4月分請求又は指定が取り消された月の当該月分請求

別紙16（第65条関係）

規則名称	様式番号	様式の名称	関係条文
大和市スポーツ施設設置条例施行規則	第2号様式	スポーツ施設等利用申請書	規則 第3条
大和市スポーツ施設設置条例施行規則	第3号様式	スポーツ施設等利用承認通知書	規則 第3条
大和市スポーツ施設設置条例施行規則	第4号様式	スポーツ施設等個人利用券	規則 第4条
大和市スポーツ施設設置条例施行規則	第5号様式	スポーツ施設等共用利用券	規則 第5条
大和市スポーツ施設設置条例施行規則	第6号様式	スポーツ施設等利用料金減免申請書	規則 第10条
大和市スポーツ施設設置条例施行規則	第7号様式	スポーツ施設等利用料金減免承認通知書	規則 第10条
大和市スポーツ施設設置条例施行規則	第8号様式	スポーツ施設等利用料金還付申請書	規則 第10条